

# 航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為(気球の飛行・浮揚)

○ 航空法第134条の3の規定により、一定の空域において気球の飛行又は浮揚をする場合には、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為として、国土交通大臣の許可又は通報が必要です。

○ これらの許可又は通報に当たっては、関係管制機関との調整を実施するとともに、他の航空機と衝突のおそれがない飛行方法や必要な安全措置を講ずることが必要です。

※航空法第134条の3第1項の規定に違反した場合は50万円以下の罰金、同条第2項の規定による通報をせず又は虚偽の通報をした場合は30万円以下の過料の対象となります。

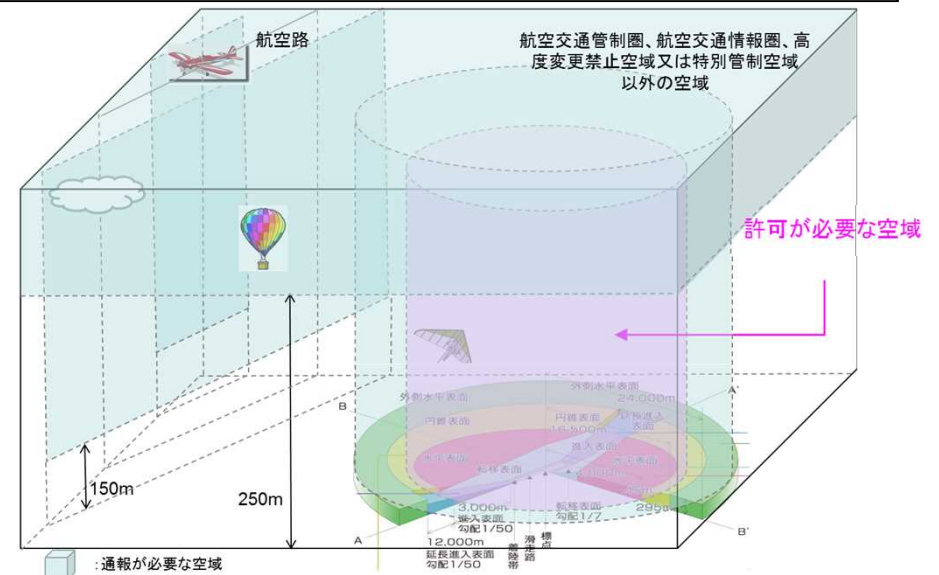
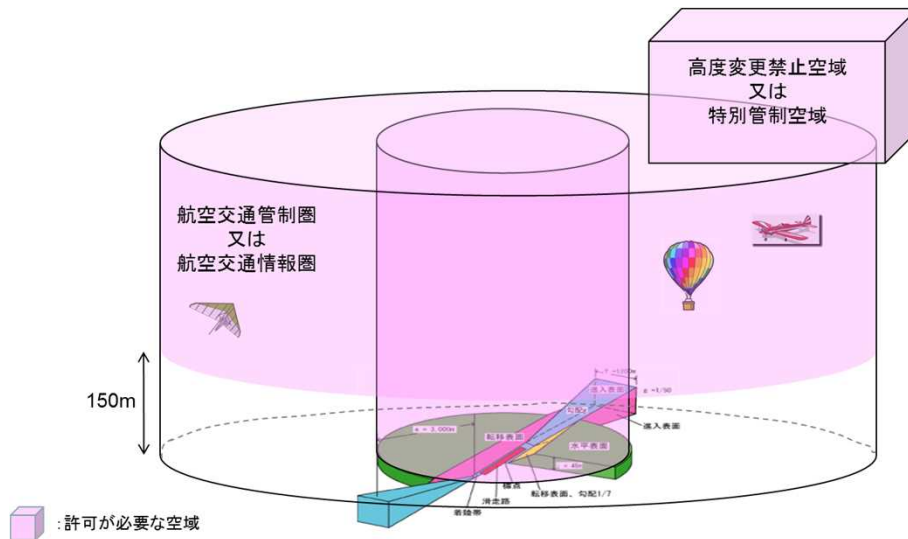
## 以下の空域における気球の飛行・浮揚は許可が必要

## 以下の空域における気球の飛行・浮揚は通報が必要

- ▶ 航空交通管制圏
- ▶ 航空交通情報圏
- ▶ 高度変更禁止空域
- ▶ 特別管制空域

左記の空域内であって、  
進入表面等の上空の空域  
又は高度150m以上の空域

- ▶ 航空交通管制圏等以外の空域であって、
  - ・ 進入表面等の上空の空域
  - ・ 航空路内の高度150m以上の空域
  - ・ その他250m以上の空域



気球の飛行等に係る申請又は通報等については、当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする各空港事務所へお問い合わせください。(詳細は次ページ)

航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可・通報等に係る問い合わせ先一覧

※航空法第134条の3第1項ただし書の許可に係る申請、同条第2項の通報に関するお問い合わせは、当該行為を行おうとする場所を管轄区域とする各空港事務所へご連絡ください。

官 署	住所・連絡先	提出先の管轄区域	執務時間
新千歳空港事務所	〒066-8504 北海道千歳市美々新千歳空港内 航空管制運航情報官 平日 ☎:0123-23-4195 FAX:0123-22-7141 土日祝日 ☎:0123-23-4102 FAX:0123-22-7142	北海道のうち小樽市、旭川市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、後志総合振興局管内、空知総合振興局管内、上川総合振興局管内、留萌振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内	24時間
仙台空港事務所	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 航空管制運航情報官 ☎:022-383-1301 FAX:022-383-1861	岩手県、宮城県、秋田県、福島県	24時間
成田空港事務所	〒282-8602 千葉県成田市古込字込前133 航空管制運航情報官 【平日9時～17時】 ☎:0476-32-1048 FAX:0476-32-6421 【夜間・休日】※緊急の飛行に限る ☎:0476-32-6410 FAX:0476-32-6421	千葉県	24時間
東京空港事務所	〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官 【平日9時～17時】 ☎:03-5757-3022 FAX:03-5756-1521 【夜間・休日】※緊急の飛行に限る ☎:03-5756-1531 FAX:03-5756-1528	北海道のうち(新千歳空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	24時間
新潟空港事務所	〒950-0001 新潟県新潟市松浜町2350-4 航空管制運航情報官 ☎:025-273-5093 FAX:025-271-9769	山形県、新潟県	7:30-21:30
中部空港事務所	〒479-8787 愛知県常滑市セントレア1-1 航空管制運航情報官 ☎:0569-38-2158 FAX:0569-38-2161	岐阜県、愛知県、三重県	24時間
大阪空港事務所	〒560-0036 大阪府豊中市蛸池西町3-371 管制保安部航空管制運航情報官 ☎:06-6843-1127(平日9:00-12:00 13:00-17:00) 06-6843-1124(夜間・休日) FAX:06-6843-1513	滋賀県、京都府、大阪府(八尾空港事務所及び関西空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、兵庫県、岡山県	24時間
八尾空港事務所	〒581-0043 大阪府八尾市空港2-12 航空管制運航情報官 ☎:072-922-9021 FAX:072-924-5741	大阪府のうち八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市及び南河内郡、奈良県	8:00-19:30
関西空港事務所	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 航空管制運航情報官 ☎:072-455-1330(平日9時～17時) FAX:072-455-1354 072-455-1334(上記以外)	富山県、石川県、福井県、大阪府のうち堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、徳島県、香川県、熊本県	24時間
広島空港事務所	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺64-34 航空管制運航情報官 ☎:0848-86-8654 FAX:0848-86-8658	広島県	07:30-22:30

官 署	住所・連絡先	提出先の管轄区域	執務時間
松山空港事務所	〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町 航空管制運航情報官 ☎:089-972-0393 FAX:089-974-8185	愛媛県	07:00-22:00
高知空港事務所	〒783-0093 高知県南国市物部 航空管制運航情報官 ☎:088-863-2620 FAX:088-863-2956	高知県	07:00-21:00
福岡空港事務所	〒812-0005 福岡県福岡市博多区上臼井字屋敷295 航空管制運航情報官 (平日9:00~17:00) ☎:092-629-4012 FAX:092-622-8984 (土日祝日、年末年始) ☎:092-622-6529 FAX:092-621-2286	福岡県(北九州空港事務所の管轄に属する区域を除く。)、佐賀県、長崎県のうち対馬市及び壱岐市	24時間
北九州空港事務所	〒800-0306 福岡県北九州市小倉南区空港北町6 航空管制運航情報官 ☎:093-473-1089 FAX:093-473-9417	山口県のうち下関市、宇部市、長門市、美弥市及び山陽小野田市、福岡県のうち北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡	24時間
長崎空港事務所	〒856-0816 長崎県大村市箕島町593-2 航空管制運航情報官 ☎:0957-53-6901 FAX:0957-54-4539	長崎県(福岡空港事務所の管轄に属する区域を除く。)	07:00-22:00
大分空港事務所	〒873-0421 大分県国東市武蔵町糸原大海田 航空管制運航情報官 ☎:0978-67-3773 FAX:0978-67-3781	大分県	07:30-22:30
宮崎空港事務所	〒880-0912 宮崎県宮崎市大字赤江無番地 航空管制運航情報官 ☎:0985-51-2184 FAX:0985-51-2408	宮崎県	07:30-21:30
鹿児島空港事務所	〒899-6492 鹿児島県霧島市溝辺町麓838 航空管制運航情報官 ☎:0995-58-4461 FAX:0995-58-4477	鹿児島県	24時間
那覇空港事務所	〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3 航空管制運航情報官 ☎:098-859-5132(平日9時~17時) 098-857-1107(上記以外) FAX:098-858-3002	沖縄県	24時間

○ 航空法（昭和27年法律231号）（抄）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第三百四十四条の三 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

3 （略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～九 （略）

十 第三百四十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

（過料）

第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第三百四十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

# 参照条文

## ○ 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（抄）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

第二百三十九条の二 法第三百三十四条の三第一項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロクーンその他の物件を法第三百三十四条の三第一項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、次に掲げる空域に限る。）に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三～七 （略）

2 （略）

第二百三十九条の三 法第三百三十四条の三第二項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

一 ロケット、花火、ロクーンその他の物件を法第三百三十四条の三第二項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。

イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ 法第三十八条第一項の規程が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内の地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

ニ イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から二百五十メートル以上の高さの空域

二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。

三～六 （略）

2 （略）